

前橋市監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和4年6月24日

前橋市監査委員	根	岸	隆	夫
同	長	岡	敏	夫
同	鈴	木	俊	司
同	近	藤		登

内 監
令和4年6月24日

前 橋 市 長 山 本 龍 様
前 橋 市 議 会 議 長 小 曾 根 英 明 様

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	長 岡 敏 夫
同	鈴 木 俊 司
同	近 藤 登

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告いたします。

公の施設の指定管理者監査結果報告書

1 監査基準

本監査は、前橋市監査委員監査基準（令和2年前橋市監査委員告示第1号）に準拠し実施しました。

2 監査対象団体

公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）のうち、下記の団体を抽出し、関係する所管課と併せて監査しました。

一般社団法人前橋起業支援センター（所管課：産業政策課）

M a d e i n M A E B A S H I コンソーシアム共同企業体（所管課：公園管理事務所）

3 監査期間

令和4年5月9日から同年6月24日まで

4 監査対象

令和3年度における公の施設管理に係る出納その他の事務の執行。ただし、必要に応じて令和4年度も対象としました。

5 監査方法

公の施設の管理に関する資料等あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、各団体から概要聴取を行い、関係書類等を抽出により調査するとともに、団体関係者及び市所管課職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施しました。

また、監査対象団体が管理を行っている市有施設が適切に管理されているかを確認するため、実地監査も行いました。

なお、監査に当たっては、次に掲げる項目に主眼を置き実施しました。

（団体関係）

- ・施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
- ・協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ・利用料金等が適正に収納されているか。
- ・施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ・公の施設管理に係る収支と他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ・公の施設管理に係る収支会計経理及び出納関係帳票の整備及び記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- ・会計処理上の責任体制は確立しているか。また、チェック機能が働く体制となっているか。
- ・施設の安全管理及び衛生管理は良好か。また、施設の管理マニュアルや緊急時の対応マニュアルはあるか。
- ・協定等に基づく個人情報の保護を遵守しているか。

（所管課関係）

- ・指定管理者の指定手続は、適正・公正に行われているか。
- ・協定書の締結は適正に行われているか。また、協定書等には必要事項が適正に記載されているか。

- ・事業報告書等により業務の実施状況及び施設の管理状況を把握し、必要な指示を適切に行っているか。

6 監査結果

公の施設の管理に係る出納その他の事務については、おおむね適正に執行されていると認められましたが、次に記載のとおり改善を要する事項や事務の検討を要望する事項がありました。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、監査執行の際に団体及び各市所管課に対して改善等を指導しました。

(1) 公の施設の指定管理者：一般社団法人前橋起業支援センター（要望事項1件）

ア 施設の効果的な活用について（要望事項）

創業センターのものづくりラボの運営において、令和3年度の利用者が皆無であり、また、附属する設備や備品も使用されておらず、施設の効用を最大限に発揮しているとは言い難い状況であった。

公の施設の管理に関する協定書第3条第2項では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととしていることから、市所管課と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。

(2) 産業政策課（要望事項1件）

ア 施設の効果的な活用について（要望事項）

創業センターのものづくりラボの運営において、令和3年度の利用者が皆無であり、また、附属する設備や備品も使用されておらず、施設の効用を最大限に発揮しているとは言い難い状況であった。

公の施設の管理に関する協定書第3条第2項では、指定管理者は施設の効用を最大限に発揮することができるよう施設の管理を行うこととしていることから、指定管理者と一層連携を図り、施設の効果的な活用について検討されたい。

(3) 公の施設の指定管理者：Made in MAEBASHI コンソーシアム共同企業体（指摘事項2件）

ア 自主運営する業務の施設について（指摘事項）

(イ) 建築確認申請を受けていない建築物について

中央児童遊園において、当該団体は売店を開設するため、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項にのっとり、市所管課と協議し、承諾後、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を得て建築物を建設した。しかし、建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請書を提出し、建築主事の確認を得た確認済証の交付を受けていないため、同法に適合する施設となっていなかった。

都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可書に付された許可条件にある、その他関係法令を遵守するとともに、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項による協議内容が不十分であるため、同協定書第45条にのっとり、市所管課と再度協議を行い、建築基準法に適合する施設になるよう改善されたい。

特に、公の施設の管理に関する基本協定書第4条第2項では指定管理者は市民が安心して利用することができるよう施設を管理しなければならないとされていることから、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策を、市所管課や関係機関と直ちに協議し、早急に講じられたい。

(イ) 工事完了の届出について

中央児童遊園において、当該団体は売店を開設するため、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて建築物を建設したが、建築工事完了後、公園条例第12条第1項の規定による工事完了届を提出していなかった。

公園条例にのっとり、適切に届出を行うよう改善されたい。

(4) 公園管理事務所（指摘事項2件）

ア 自主運営する業務の施設について（指摘事項）

(ア) 建築確認申請を受けていない建築物について

中央児童遊園において、指定管理者は売店を開設するため、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項にのっとり、所管課と協議し、承諾後、都市公園法第5条第1項の規定による公園施設の設置許可を得て建築物を建設した。しかし、設置許可について、申請された建築物の規模は、建築基準法第6条第1項及び第2項の規定による建築物の建築等に関する申請書の提出が必要となる29.97㎡で、工事の実施方法は「基礎柱等の埋め込み無し」となっており、同法第20条の規定による構造耐力を満たしていないことは明白であったが、申請書のとおり設置許可書を交付していた。また、当該建築物は同法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する申請書を提出し、建築主事の確認を得た確認済証の交付を受けていないため、同法に適合する施設となっていなかった。

よって、公の施設の管理に関する基本協定書第41条第2項による協議内容が不十分であるため、同協定書第45条にのっとり、指定管理者と再度協議を行い、建築基準法に適合する施設になるよう改善されたい。

また、公の施設の管理に関する基本協定書第4条第2項では、市は指定管理者に対し市民が安心して利用することができるよう施設を管理することを求めていることから、当該建築物が建築基準法に適合するものとなるまでの間における安全対策を、指定管理者や、関係機関と直ちに協議し、早急に講じられたい。

更に、公園施設の設置許可をするに当たっては、申請された建築物が建築基準法に基づく建築等に関する申請などが必要となる施設であるかどうかを適正に判断して許可を行うよう改善されたい。なお、同法の適合性を担保する条件として、許可書の交付前に確認済証の写しの提出を義務付けるなどの方策により、建築基準法に適合する施設となることが確実となるよう検討されたい。

(イ) 公園施設設置許可事務及び工事完了届出について

中央児童遊園において、指定管理者から売店の開設に係る公園施設設置許可申請書が提出されたが、公園条例第9条第1項第1号で規定する申請書の記載事項のうち、「公園施設の構造」の記載のないものを受領していた。

また、同申請書の申請期間より、許可書の添付書類である「許可条件」に記載された許可期間が長かった。

更に、中央児童遊園において、指定管理者は売店を開設するため、都市公園法第5条第1項の規定による許可を受けて建築物を建設したが、建築工事完了後、

公園条例第12条第1項の規定による工事完了届を提出しておらず、所管課は提出を指導していなかった。

公園条例にのっとり、適正な事務処理を行うよう改善されたい。